

各種検診を 実施します

▽肝炎ウイルス検診

●対象
*昭和54年4月1日以前生まれの方
※過去に検診を受けた方、市以外の検診を受ける予定の方を除く
*41歳以上で、過去に当該肝炎ウイルス検診を受けたことがない方
※肝機能検査の数値に異常がみられた方は、受診可
●検診内容：血液検査
▽結核検診(胸部X線)
●対象：昭和29年4月1日以前生まれの方
●検診内容：問診、胸部X線直接撮影
▽検診期間 10月31日(水)まで
▽費用 無料
▽その他 市が実施する特定健康診査などと同時受診可
▽申込み方法 2ページの表3に掲載の実施医療機関に、直接申し込んでください。

生活習慣病予防健診 (35歳～39歳) 受診者募集

▽申込み・問合せ 健康課健康づくり係(〒197-1081 4 二宮350、☎558・1183)

▽期間

8月1日(水)～10月31日(水)

▽内容

●基本的な健診項目：身体測定、血圧、血中脂質検査、肝機能検査、代謝系検査、腎機能検査
●詳細な健診項目：貧血検査、心機能検査、眼底検査、血清クレアチニン検査(eGFR)
※医師の判断に基づき選択的に実施します。

▽対象 昭和54年4月1日から昭和59年3月31日生まれまでの方(職場などで人間ドック等を受ける方、受ける予定の方を除く)
▽費用 無料
▽健診方法 問診票(必要事項を記入)と受診券をお持ちの上、2ページの表3の医療機関で受診してください。

電子申請用 コード



▽申込み・問合せ 健康課健康づくり係(〒197-1081 4 二宮350、☎558・1183)

「特定健康診査」(無料) を受けましょう! 受診券を お送りしました

市では、国民健康保険に加入している40歳以上74歳以下の方を対象に、メタボリックシンドロームの予防と改善を目的にした「特定健康診査」を実施しています。
※対象の方には、5月下旬に受診券と利用の手引きなどを送付しています。届いていない方はお問い合わせください(後期高齢者医療制度に加入している方には、6月下旬に受診券を送付します)。

あきる野市 特定健康診査等実施計画 (第3期)を策定しました

市では、医療費の伸びの要因となっている、高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の発症予防や重篤化、合併症への進行の予防に重点を置き、特定健康診査・特定保健指導を実施するため

に、あきる野市特定健康診査等実施計画(第3期)を策定しました。

この計画の実施により、あきる野市国民健康保険では、平成35(2023)年度までに特定健康診査実施率、特定保健指導実施率は共に60%、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率は25%を達成することを目標としています。

計画の内容は、情報公開コーナー(市役所4階)、健康課、五日市出張所、市内各図書館と市ホームページでご覧いただけます。

問合せ 健康課健康づくり係(直通558・1183)

「企業の農業経営顕彰」で東京都知事賞を受賞しました



とに創意工夫とたゆまぬ努力によって特に優秀な企業の農業経営を行っている農業者として東京都知事賞を受賞されました。なお、同大会では農業委員会功労者として、前農業委員長の前野正延さん(雨間在住)、前農業委員の中村義明さん(伊奈在住)が表彰され、地域農業の発展に貢献があった方として、橋本隆吉さん(湖上在住)に感謝状が贈られました。

▽問合せ 農林課農政係(直通558・1849)

児童手当・児童育成手当の 現況届の受付は 7月2日まで

手当を受給している方に現況届を送付しますので提出してください。期限を過ぎると6月分以降の手当の受給ができなくなります。

▽受付場所・期間・時間
●市役所1階コミュニティホール：6月15日(金)まで(6日・13日の水曜日は午後8時～午後、午後1時～5時)で行います。

▽対象 児童手当受給者、児童育成手当受給者
▽持ち物 現況届、はんこ、受給者の健康保険証の写し(児童手当のみ)、窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証など)

▽問合せ 子ども政策課子ども政策係

骨密度測定会



超音波で測定するため、妊娠中の方でも可能です。現在の骨の状態を知り、生活習慣を見直すきっかけに活用してください。

▽日時 6月25日(月) 午後1時30分～3時
※測定時間は、①午後1時30分から、②2時から、③2時30分からの3回に割り振ります。

▽場所 市役所1階コミュニティホール
▽対象 市内在住・在勤の方(おおむね1年以上骨密度測定を受けていない方、現在骨粗しょう症の治療中でない方)

▽申込み方法 6月13日(水)印刷まで、はがきにて、「骨密度測定会」、住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、送付してください。

▽問合せ 健康課健康づくり係(〒197-1081 4 二宮350、直通558・1183)

危険なげや 家のまわりの再点検



梅雨や台風の時期には、長雨や集中豪雨で地盤がゆるみ、げやよう壁などの崩壊が起こりやすくなります。特に、危ないがけや不完全なよう壁で覆われている場所にある家や土地では、大きな被害を受けるばかり

ではなく、隣接する方々の生命や財産にまで危険を及ぼすことにもなります。日ごろから家の周りの安全を確かめ、危ない石積や土留などは補強改善し、雨水の排水を良くするなどして、安全対策に心がけましょう。

▽相談・問合せ 都市計画課指導係、東京都多摩建築指導事務所開発指導第一課(☎042・5448・2037)

▽人権相談員とは 人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱を受けている民間ボランティアで、市内には6人の人権擁護委員がいます。

相談は、無料で、相談についての秘密は厳守しますので、ひとりで悩まないで相談してください。

▽問合せ 市民課市民相談窓口